(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市立こども未来センター親子療育教室(以下「親子療育教室」という。) の運営及び利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(運営方針)

- 第2条 親子療育教室は、発達に遅れや偏りがある児童の成長を助長するために、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、利用者の保護者に対しても相談業務を行うものとする。
- 2 こども未来部長は、児童発達支援事業の実施にあたっては、地域の保健、医療、福祉サービス 及び教育機関等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。 (利用対象)
- 第3条 親子療育教室を利用できる者は、原則として本市に住所を有する者で、次の各号のいずれ かに該当する者とする。
  - (1) 心身の発達に不安のある0~3歳児の乳幼児及びその保護者
  - (2) 前号に定めるもののほか、こども未来部長が特に必要があると認める児童及びその保護者 (事業内容)
- 第4条 親子療育教室の事業内容は、次の各号に掲げるものとし、保護者同伴で利用するものとする。
  - (1) 親子遊び、集団活動及び個別支援等による療育
  - (2) 保護者が児童の発達に関して正しく理解し、児童との適切な関わり方を身につけるための助言及び指導
  - (3) 保護者同士の交流の場の提供
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、早期療育に関する情報提供など親子療育教室の運営上必要と認めるもの。

(実施日・利用定員等)

- 第5条 親子療育教室の実施日は、西宮市立こども未来センターの開所日とする。
- 2 親子療育教室の実施日時及び利用定員等の詳細は、こども未来部長が別途定める。 (利用手続等)
- 第6条 親子療育教室の利用を希望する児童の保護者は、親子療育教室利用申請書(様式第1号) をこども未来部長に提出しなければならない。
- 2 こども未来部長は次のいずれかに該当すると認めたときは、利用の承認をしないことができる。
  - (1) 利用定員を超えるとき。
  - (2) 児童が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に定める感染症指定医療機関への入院を要する類型の感染症にかかっているとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、親子療育教室の運営上不適当であると認めるとき。 (利用の制限)

- 第7条 こども未来部長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、親子療育教室の利用 を制限することができる。
- (1) 特別の事由がなく引き続き20日以上利用しないとき。
- (2) 保護者が訓練又は指導上の指示に従わないとき。
- (3) 前条第2項第2号に該当することとなったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、親子療育教室の運営上不適当であると認めるとき。 (費用負担)
- 第8条 親子療育教室において、教材費等の必要な経費が発生するときは、実費相当分を保護者から徴収することができるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるものの他、必要な事項はこども未来部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 (西宮市立こども未来センター外来保育実費徴収要綱の廃止)
- 2 西宮市立こども未来センター外来保育実費徴収要綱は廃止する。 附 則
- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 西宮市立こども未来センター親子療育教室利用申請書

年 月 日

こども未来部長 様

(申請者)

住 所 西宮市

氏 名

電 話

「しつかくわく

親子療育教室

[ ] ありんこ を利用したいので、次のとおり申請します。

[ ] つぼみ

	ふりがな 氏名	続柄	生年月日	性別	備考	
児		本人	(満 歳)	男・女		
童		本八	年 月 日	· 为 · 及		
保						
護						
者						
利用期間			年 月 日	~	年 月 日	
心						
身						
0						
状						
況						
等						